

「新型コロナウイルス感染症」に関する特別お取扱いについて

FWD 富士生命保険株式会社

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、経済的なご負担、また、そのおそれのあるお客さまを支援するために、以下のとおり、特別のお取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期限の延長

保険料のお払込が困難になられた場合、お申し出いただいたご契約について、保険料払込猶予期限を最長で2020年9月30日まで延長いたします。

特別お取扱い終了後もご契約を継続されるためには、猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までに保険料の全額をお払い込みいただく必要があります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいことから、期日までにお払い込みが困難なお客さまのために、お申し出によりさらに保険料払込期日を7ヶ月間延長(最長2021年4月30日まで)に再延長する特別措置を実施します。

◆現在実施中の保険料払込猶予期限の延長

対象契約	お申し出いただいたご契約
保険料払込猶予期限	最長2020年9月30日まで

◆追加措置（保険料払込期日の再延長）

対象契約	保険料払込猶予期限の延長をお申し出いただいた契約のうち、追加で再延長のお申し出いただいたご契約
保険料払込期日	最長2021年4月30日まで
払込方法	書面にてご案内

- *1 再延長をご希望される場合は、2020年9月30日までにお申し出いただく必要がございます。
- *2 再延長のお申し出がない場合は、保険料払込猶予期限は2020年9月30日までとなります。
- *3 再延長をされる場合について、払込猶予期限後の2020年10月以降保険料は、再延長の対象外となります。

2. 保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略あるいは簡素な取扱いなどにより迅速なお支払いに努めます。

3. 更新手続きに関する特別取扱い

更新日が2020年3月16日以降に到来するご契約において、更新手続きができない場合、または、更新手続きができなかった場合には、お申し出により、手続き期限を2020年8月31日まで延長し、更新日に遡った手続きを行います。

4. 契約者貸付（新規貸付）の利息免除

新規の契約者貸付について、以下のお取扱いを致します。（※1）

対象契約	契約者貸付可能な全てのご契約（※2）
貸付利息金利	年利 0.0%
適用限度額	貸付可能限度額全額
受付期間	2020年3月1日～2020年8月31日
特別金利適用期間	2020年3月1日～2020年8月31日

※1）利息の免除に伴う差額の精算は、当社所定の方法により実施します。

※2）中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づくセーフティネット保証制度指定案件（新型コロナウイルス感染症）の適用地域（全都道府県）を対象地域とします。

5. 給付金・保険金のお取扱い（2020年9月30日更新）

新型コロナウイルス感染症を原因とする疾病はその他の疾病と同様、疾病入院給付金、疾病入院一時金および死亡保険金のお支払い対象となります。

なお、疾病入院給付金、疾病入院一時金（疾病入院給付金等、以下同じ。）は、疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いをします。医師の指示で医療機関に入院された場合は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下同じ。）の検査により「陽性」と判定されたか否かにかかわらず、お支払い致します。

また、医療機関の事情により、次のような場合も疾病入院給付金等の対象としてお取扱い致します。

- 新型コロナウイルス感染症以外の原因を含めすべての入院治療において、入院による治療が必要であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、「直ちに入院できず自宅での治療となった」、あるいは「当初の退院予定日より早期に退院をせざるを得なくなった」等の場合には、医師の証明書等をご提出いただくことで、自宅等での治療の期間や当初の退院予定日までの期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。

医師の指示により臨時施設等（医療機関と同等に見なせる施設）で医師の治療を受けた場合、医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。

- 新型コロナウイルス感染症の検査により「陽性」と判定され、保健所または自治体の就業制限指示等により自宅療養等された場合には、保健所または自治体の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。

* ご契約内容によっては、入院給付金等のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

投薬の治療に対して給付金を支払う商品において、給付金のお支払には医療機関への通院が要件となっておりますが、医療機関の事情により、医療機関への通院がない場合でも、2回目以降の投薬の治療に対しては、給付金の対象としてお取扱い致します。

* 初回の投薬の治療に対しては、通院をお支払いの要件といたします。

① 対象商品

以下の保険商品および特約

保険商品	特約	給付金
無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）	がん治療給付金特約（2017）	抗がん剤治療給付金
	がん疼痛ケア給付金特約（2017）	がん疼痛ケア給付金

② 対象期間

2020年12月31日までのお取扱いとさせていただきます

2020年3月13日『「新型コロナウイルス感染症」に関する保険商品のお取り扱いについて』にて、「災害死亡保険金・災害遺族年金・災害高度障害年金については、保障の対象外となります。」とお知らせしておりましたが、弊社の保有契約全体への影響を勘案して、次頁に記載する対象商品について、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下同じ。）を直接の原因として、死亡もしくは高度障害状態となった場合に、災害死亡保険金、災害高度障害保険金または災害保険金（災害死亡保険金等、以下同じ。）をお支払いすることといたします。

あわせて、特別条件が適用されているご契約のうち保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位・特定疾病不担保法、および特定障害不担保法において COVID-19 によってお支払事由等に該当した場合にも、保険金削減等を行わないお取扱いに変更いたします。

① 対象商品

以下の保険商品および特約

保険商品および特約	保険金	更新日
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金	4月24日
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	4月24日
傷害特約	災害死亡保険金	4月24日
団体定期保険災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金	5月22日
団体定期保険傷害特約	災害保険金	5月22日
団体定期保険災害保障特約	災害保険金	5月22日
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金	5月22日
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金	5月22日
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金	5月22日

② 対象期間

これからご請求いただく場合：①の表に記載の更新日以降
これまでに支払事由に該当した場合：遡及して適用

③ ご請求手続き

ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書、死亡診断書等）に

記載された病名等で災害死亡保険金等のお支払いを判断いたします。

*以下の保険商品および特約における災害死亡保険金、災害遺族年金および災害割増遺族年金につきましては、持病をお持ちの場合でもお申込みいただきやすいように、健康状態に関する引受基準を緩和した商品または健康状態に関する医師の診査や告知なしでお申込みいただける商品であるため、COVID-19に感染および感染が疑われる方の新たなご契約が可能となってしまうこと、また、こうした商品性により今後COVID-19の感染動向がさらに拡大し保険事故の発生が多くなる場合には、弊社の財務に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、上記の特別お取扱いの対象外といたします。

保険商品および特約	保険金等
引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
引受基準緩和用災害割増特約（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
引受基準緩和型収入保障保険（無解約返戻金型）	災害遺族年金 災害割増遺族年金
無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
無選択用災害割増特約（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
災害保障重視期間付定期保険	災害死亡保険金

（注）ただし、上記の保険商品の死亡保険金または遺族年金において、COVID-19を直接の原因として支払事由に該当する場合には、死亡保険金または遺族年金をお支払いいたします。

お問合せは、FWD富士生命 総合サービスセンターにて承っております。

<p>総合サービスセンター 0120-211-901（通話料無料） ※受付時間 平日9：00～18：00 （土・日・祝日・年末年始を除く）</p>
